

住民監査請求って何のこと？

1. 住民監査請求ってなに？

市民が、市長や市の職員等による違法又は不当な公金の支出、財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為等があると考えるときに、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を請求する制度です。
(地方自治法第242条)

2. 請求の対象となる行為は？

財務会計上のもので次に掲げる違法又は不当な「財務会計上の行為」又は「怠る事実」があり、市の財政に損害を与える場合です。

★ 違法又は不当な「財務会計上の行為」

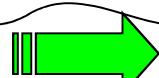
- 1) 公金の支出
- 2) 財産の取得、管理、処分
- 3) 契約の締結、履行
- 4) 債務その他の義務の負担
- 5) 1)～4) の行為が相当の確実さで予測される場合

★ 違法又は不当に「怠る事実」

- 6) 公金の賦課徴収
- 7) 貢産の管理

★財務会計上の行為 1)～5) は、行為のあった日又は終わつた日から1年を経過した時には、正当な理由がある場合を除き住民監査請求をすることができません。

3. どんな人が請求できるの？



小美玉市に住所登録のある人（法人を含む。）

4. 請求に必要なものって？

- 1.) 小美玉市職員措置請求書 正副各1部
- 2.) 陳述等出欠連絡票 1部
- 3.) 事実証明書《新聞記事,公文書開示請求で取り寄せた文書

5. 監査の期間は？

住民監査請求に対する監査結果は,請求があった日から60日以内に行うことになっています。